

'81.1.20
号外

まち

発行所/菊池市役所
編集/総務部広報課
印刷/城野印刷所



市議会議員選挙は

三月八日です。

任期満了に伴う一般選挙

菊池市選挙管理委員会(上野松記委員長)

は、一月九日に開いた委員会で、任期満了に伴う菊池市議会議員一般選挙の期日を昭和五十六年三月八日(日)と決定しました。これに伴う執行予定は、次のとおりです。

◎選挙期日の告示 昭和五十六年二月二十六日

◎立候補届出期限 昭和五十六年二月二十七日

の午前八時三十分から午後五時まで。

選挙のルールを守り

明るくきれいな選挙を

選挙を明るく、きれいなものにするためには、候補者及び選挙運動に携わる者の良識ある行動が望まれますが、まずもって市民一人一人が政治や選挙に強い関心をもって主権者としての自覚を身につけることが必要です。

選挙と酒……選挙運動に金……これらは昔から容易に断ちきれない悪い習慣でもあり

ります。

選挙運動のときに認められている飲食物とは、湯茶と通常用いられている程度の菓子および運動員に支給する弁当(一食五〇〇円)を一日につき十五人分三食の十日分だけ(四五〇食)となっております。

選挙運動には、飲食物の提供が伴いやすいため、公職選挙法では、「何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってする問はず前記以外は提供することができない」ことになっております。「何人も」の中には、有権者も候補者もすべて含まれます。したがって、有権者が候補者に贈る陣中見舞のお酒は飲食物に含まれるので違反となります。

どうしても陣中見舞をしなければならぬ人は、お金を贈ってください。「選挙運動の一部に使って下さい」と金一封を贈ることは違反になりません。候補者は、選挙運動費用の収入(寄付)として受け入れ、選挙終了後に出納責任者からその収支の明細が報告されます。

この報告書は三年間保存され、誰でも閲覧出来ます。



明るい

くらしは

選挙が

土台

立候補予定者事務説明会は 2月6日午後1時から 市中央公民館講堂で

立候補手続き等の 説明会

立候補される時は、法律で定められた各種の届出書類が必要です。
このような事務指導のための説明会です。次の方は、時間厳守の上もれなくご出席ください。

- ◎立候補予定者
 - ◎総括主宰者予定者
 - ◎出納責任者予定者
- ※必要書類は、事務局で準備します。

投票できる人

本市の選挙人名簿に登録されている人。ただし公権停止者、記載者は、登録されていても投票できません。

※満20年以上の人で、昭和55年11月25日以前に本市に転入の届出をし、引きつづき住所を有している人。

※昭和36年3月9日 以前の出生者で、昭和55年2月25日現在本市に住所を有し、引きつづき三ヶ月以上住民基本台帳に登録されている人。

◆投票所入場券は、各区長さんを通じて各世帯へ送付します。

◆1月30日以降に市内転居の届出をされた転居者は、転居前の住所の属する投票所で投票してください。

◆投票所は入場券に記載してあります。

ポスターの掲示は 決められた場所に

公職選挙法の規定では、市議会議員の選挙の場合、千二百枚までの選挙運動用ポスターを貼ることができますが、本市では、昭和四十七年十二月の市議会で議員提案による任意制のポスター掲示場設置条例が制定されています。

この条例にもとづいて、今回の選挙でも市内百二十ヶ所にポスター掲示場が設けられます。

不在者投票は、その理由と 手続きにご注意を!!

立候補者や運動員の方がたは、一枚でも多くの運動用ポスターを貼りたいという心情は充分理解できますが、金のかからない選挙の推進と、観光都市菊池の美観を考えたの条例ですので、事情をご理解いただき、選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場以外には貼られないように立候補者のみなさんのご協力を心からお願いします。

不在者投票の制度は、選挙人が選挙の日正当な事由によつて投票所で投票することができない人のため設けられたもので、選挙当日投票主義の例外として、選挙当日の前にあらかじめ投票する途を開こうとする制度です。したがつてその投票手続きは特に厳格に規定されていますので充分認識されてご協力くださるようお願いいたします。

※事由
①選挙人がその属する投票区の区域外において、職務又は業務に従事している。

②選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であること。

③選挙人が病気や出産等で歩行が著しく困難であるべきこと。

④、⑤事由略 となっています。

あなたの投票所は おまちがいなく!!

- 第1投票所～菊池勤労者体育センター
上町、立町、高野瀬
- 第2投票所～第二幼稚園
中町、下町、切明、立石、袈裟尾、玉祥寺
- 第3投票所～菊池市役所
迎町、中央通、横町、正院町、栄町、北原、片角、大琳寺、北宮
- 第4投票所～菊池女子高校
西正観寺、東正観寺、互、築地
- 第5投票所～河原小学校体育館
神鶴、松島、日向、柿木平、中原
- 第6投票所～藤田蚕糸公民館
藤田、下木庭、上木庭
- 第7投票所～菊池東中学校
佐野、鍋倉、原本村、細永、日生野、伊牟田、迫の谷、滝黒仁田、木佐木
- 第8投票所～水源北小学校
戸城、永山、伊野、杉生、木護、柏、鉢の甲、板井原、生味、松ヶ花、古川、立門
- 第9投票所～塚原蚕糸公民館
下組、塚原、長六、岩下、平山
- 第10投票所～龍門小学校体育館
寺小野、染土、長野、虎口、中片、雪野
- 第11投票所～元小木分校体育館
小楠野、白木、陣内、下古閑
- 第12投票所～竜門ダム水没対策協議会業務所
下半尺、上半尺、中山、鳳来、穴川
- 第13投票所～豊間小学校講堂
西迫間、七坪、市野瀬、中野瀬、太田、東迫間、戸豊水、大柿、平野
- 第14投票所～重味小学校
茂藤里、篠倉、伊倉、道園、金峰
- 第15投票所～菊池小学校体育館
深川、上長田、野間口、神来、上西寺、中西寺、辻、下西寺、南古閑、北古閑、東原
- 第16投票所～花房小学校体育館
村田、下長田、大塚、上出田、下出田、植古閑、広瀬、木柑子
- 第17投票所～戸崎小学校
今、甲森北、乙森北、上古閑、下赤星、上赤星
- 第18投票所～樺方公民館
樺方、堀切

選挙管理委員会事務局)においてください。
○郵便による不在者投票
選挙人で身体に重度の障害のあるかたは、郵便投票証明書によつて自宅まで投票できる制度です。
身体に重度の障害のある方で、身体障害者手帳の交付を受けられ、次の障害の範囲に該当され、現住所地で郵便による投票を希望される方は、郵便投票証明書の交付の手続きを早目にお願ひします。

義理と人情を断つ!!



※障害の範囲
◎身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けた人で、障害の程度が両下肢、又は体の障害の程度が一級若しくは、二級の人心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害にあつては、一級若しくは三級の人。
その他、選挙のことでおたずねは、菊池市選挙管理委員会事務局へどうぞ。
場所 市役所一階(農委となり)
電話 ⑤-111-1 内線二四三